

# 秋田県障害者芸術文化活動支援センターについて

## 事業目的

障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術活動を楽しむ・創造するため、障害者による文化芸術活動を推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

## センター設置（R7）の背景

- ・平成30年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行。
- ・国や地方公共団体の責務として、障害者の文化芸術活動を支援することが明記。
- ・平成31年度には国の財源措置（障害者芸術文化活動普及支援事業）も行われ、以降、各都道府県が「支援センター」の設置を進めてきた。
- ・令和6年時点で45都道府県が財源を活用してセンターを設置。
- ・最後に残った山口県と本県が令和7年に設置して全都道府県の体制が整った。

## 委託先について

令和7年度は、センター開設の初年度であり、これまで「心いきいき芸術・文化祭」を長年受託してきた「社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会」との随意契約により実施した。

令和8年度は、県内の社会福祉法人やNPO法人等による企画提案競技を実施し、幅広く公募することとしている。

## R8の取組

- (1) 相談窓口の設置
  - ・障害者の文化芸術活動に係る相談窓口の設置。  
(平日9時から16時)
  - ・必要に応じて、専門家（大学教授等）の助言を得ながら対応。
  - ・福祉サービス事業所等において相談対応や情報収集を行う。
- (2) 研修やワークショップ等の開催
  - 創作活動を支援する職員や支援者の育成と相互のネットワーク形成のため、研修やワークショップを年2回以上開催。
- (3) 障害者作品展の開催
  - ・障害者が文化芸術活動に参加する機会の創出と、障害のある方とない方の交流により、障害及び障害者に対する理解促進を図る。
  - ・場所：秋田市中心市街地での開催のほか、移動展覧会を実施。
- (4) 運営協議会の開催
  - 支援センターへの助言と協力を得るため、関係機関による連絡会議を設置。  
(障害者団体、支援活動団体、障害福祉サービス事業所等)
- (5) 情報収集・発信（ウェブサイト、芸術文化通信）
  - 支援センターを紹介するウェブサイトとリーフレット（印刷物）等により周知を行うこと。